

令和8年度

住宅の耐震化事業補助制度のご案内

大磯町では、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の耐震化事業を実施しています。令和8年度分の補助を先着順で受付けますので、お気軽にご相談下さい。

▼耐震補助制度の概要

| | | |
|-----------------|---|---|
| 耐震診断 8件を予定 | 【一般】4件 | 下記の耐震診断費用(税抜)のうち、70,000円を補助します。 |
| | 【緊急輸送道路】2件 | 緊急輸送道路沿道に面している住宅の場合は、下記の耐震診断費用(税抜)のうち、80,000円を補助します。 |
| | 【非課税世帯】2件 | 世帯に住所を置く全ての方の町民税が2年間以上非課税の場合は、下記の耐震診断費用(税抜)のうち、85,000円を補助します。 |
| 耐震補強設計 8件を予定 | 耐震補強設計費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり100,000円(上限)を補助します。 | |
| 工事監理 5件を予定 | 工事監理費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり50,000円(上限)を補助します。 | |
| 耐震補強工事 5件を予定 | 耐震補強工事費用(税抜)の2分の1以内で、1戸当たり500,000円(上限)を補助します。 | |

▼耐震診断費用

| | | |
|---------------------|-------------------------|--------------|
| 延べ面積により耐震診断費用が異なります | 150㎡以下 | 90,000円+消費税 |
| | 150㎡超 | 100,000円+消費税 |
| | 200㎡以上 | 要相談 |
| その他 | 延べ面積にかかわらず住宅図面がない場合は要相談 | |



▼対象建築物：昭和56年5月31日以前に建てられた戸建ての木造住宅(枠組壁工法を除く)

▼受付期間：令和8年5月7日(木)～12月4日(金) (先着順で受付)

▼受付時に必要なもの：建築確認通知書(建築年月日の分かる書類でも可)及び添付図面

▼耐震診断、耐震補強設計、工事監理については、大磯町が指定する建築士事務所 of 建築士が行います。

▼耐震改修促進税制：耐震補強工事を行うと、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。

大磯町役場 都市建設部 都市計画課

TEL：0463-61-4100 (内線289)

大磯町の緊急輸送道路

(太線)

